

法人かまた 第438号 平成24年4月1日発行（毎月1回1日発行）平成4年12月11日第三種郵便物認可

法人かまた

THE MONTHLY KAMATA NEWS No.438

2012.

04



桜満開の花屋さん／スケッチ 山下雄平

<http://www.houjinkai-kamata.jp/>

CONTENTS

- 蒲田法人会は公益社団法人として新たにスタート……1~2
- 確定申告を終えて……3
- 税務ニュース……4
- 都税だより……5
- 平成24年度税制改正の要綱……6~7
- 法人会コーナー……8
◆ 青年部会女性部会合同新春研修会
- 経営時評／疋田文明……9
- Take Five／宮下裕行……10
- 私のすすめる店／読者のひろば……11
- デスクサイド／新入会員紹介……12

4月の予定

行事関係

- 4月5日(木) 14:00~
● パソコン講習会① 法人会館4F
- 4月6日(金) 14:00~
● パソコン講習会② 法人会館4F
- 4月10日(火) 13:30~
● 決算法人説明会 消費者生活センター2F
- 4月12日(木) 13:30~
● 新設法人説明会 法人会館4F
- 4月13日(金) 18日(水)・20日(金)
23日(月)・26日(木)
● 簿記講習会 法人会館4F

会議関係

- 4月16日(月) 16:00~
■ 広報委員会 法人会館6F
- 4月17日(火) 13:15~
■ 財務委員会 法人会館6F
- 4月19日(木) 16:00~
■ 女性部会役員会 法人会館4F
- 4月26日(木) 14:00~
■ 常任理事会 プラザ・アペア
- 4月26日(木) 15:00~
■ 理事会 プラザ・アペア



表紙スケッチについて

去年は東日本大震災で、お花見は自粛ムード一色。
そんな中、散歩で大森山王を歩いていたら、こんな花屋さんを見つけました。大きな桜の木を店舗に取り込んだユニークな花屋さんです。満開の桜と店先のお花がかわいくて、思わずスケッチブックを取り出して描きました。
反対側の店先で描くことになるので、「邪魔になりませんか」と声をかけました。すると店のおばさんが、どうぞお座りなさいと一升瓶のケースを椅子代わりに出してくれました。最初は気恥ずかしくて遠慮しましたが、座らせてもらい、いつしかスケッチに没頭してしまいました。

蒲田法人会は公益社団法人として新たにスタート

4月1日より

「公益社団法人」に移行



公益社団法人 蒲田法人会
会長 渡邊 正禮

平素は当法人会の事業活動につきまして格別のご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当会は平成二十三年五月二十五日の第三十七回通常総会で公益認定移行申請を決議し、平成二十三年十一月十八日に東京都に対し公益認定を申請致しました。その後、数回にわたっての質疑応答を経て、公益認定審議会において審議され、昨年十二月二十七日に当会の公益認定が答申されました。

つづいて、本年三月二十一日に石原東京都知事より「認定書」が交付され、四月一日付けで移転登記を完了し、ここに新たに「公益社団法人蒲田法人会」とし

てスタートを切ることになりましたことをご報告申し上げます。

当会はこの制度改革を経て、会員にも地域社会にも必要とされる公益法人として、更に公益性を高めるとともに、高いステータスとガバナンスをも持ち、会員であることが誇りとなるような経営者団体として、これまで以上に活性化した法人会活動を展開してまいります。

会員の皆様にはこれからも一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

■地域公益事業を中心に活動

新制度では、新定款に則り「税知識の普及、納税意識の高揚に努めると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的」とし、公益事業を中心に、次のような事業を推進致します。

- ① 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に
関する事業（公益）
- ② 地域企業の健全な発展に資する事業（公益）
- ③ 地域社会への貢献を目的とする事業（公益）
- ④ 会員の交流に資するための事業（共益）
- ⑤ 会員の福利厚生等に資する事業（共益）

これからの蒲田法人会

今、なぜ公益法人制度改革か？

その時代的背景は！

これまでの公益法人制度は百年以上を経て、制度疲労が起きています。これからの時代に即した新制度に変えることが、今回の制度改革の目的です。これまで「官」が実施していた公益事業を「民」が自主的に担うことにより、公益の二層の増進を図ります。

なぜ「公益社団法人」を選択したのか！

法人会は半世紀を超える歴史・伝統・実績に照らして、「公益社団法人」を選択し、今後とも、税や社会貢献や経営支援を中心として公益事業を推進します。

- これまでの法人会の歴史と伝統を継承します。
- 公益活動を行う団体として、高いステータスを得られます。
- 公益認定を得ることで、公正な団体として内外からの信用を得られます。
- 主務官庁制は廃止されますが、この先も税務署との関係強化を図れます。
- 優遇税制の適用を受けられます。

「公益社団法人」として、次の三大要件を満たさなければなりません！

- 必要な公益事業（税関連事業、社会貢献事業、経営支援事業等）を行うこと
- ― これまでも行ってきた社会貢献事業などを引き続き実施します。
- 会員だけでなく一般の方々の利益にもなるような事業を実施すること
- ― いろいろな事業に一般の方々にも参加を呼び掛けます。
- 公益事業を事業費の1/2以上実施すること
- ― 公益事業だけでなく、会員のための交流事業なども引き続き実施します。

「公益社団法人」に移行すると法人会はこのように変わります！

- より公益性の高い社会貢献事業を推進することにより、会員だけでなく地域社会にとっても必要とされる公益団体になります。
- これからも税のオピニオンリーダーとして、税知識の普及や納税意識の高揚などに務め、ほかの経営者団体との違いを一層強調します。
- 会員企業や地域企業の経営支援を行うことにより、企業価値を高め、適正な納税、雇用の拡大などを通して、国や地域社会に貢献します。
- 多くの公益事業を通して、社会に認知されることにより、高いステータスと品格ある経営者団体になります。

確 定 申 告 を 平 成 23 年 分 終 え て



蒲田税務署長
井 野 剛

春暖の候、公益社団法人蒲田法人会の会員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

渡邊会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、深く御礼申し上げます。

また、東京都から認可を得て、四月から公益社団法人になられたとのことで、誠におめでとございます。

さて、平成二十三年分の所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告につきましては、お蔭様をもちまして大きな混乱もなく、無事に終了することができました。

これもひとえに納税者の皆様

方のご理解と蒲田法人会の皆様方をはじめとする蒲田税務六団体の皆様方のご支援・ご協力の賜物でございます。

また、蒲田法人会の皆様方におかれましては、自書申告の一層の推進、早期提出や期限内納付等の広報活動に加えまして「e・Tax」による申告納税」の利用促進にもご協力を賜り、深く感謝しております。

私どもは、これからも納税者の皆様方が税の意義を正しく理解され、適正な申告と納税を自主的に行っていただけるよう「納税者サービスの充実」に向けて、更に努力してまいります。

蒲田法人会の皆様方には、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

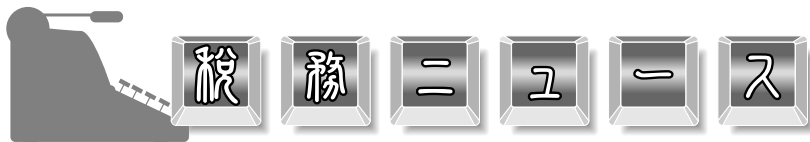
最後になりましたが、蒲田法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業の繁栄を心から祈念いたしまして、御礼の言葉とさせていただきます。

～ 振替納税をご利用されている皆様へ ～

平成23年分の所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の振替納付日は以下のとおりです。

平成23年分の所得税	平成23年分の消費税及び地方消費税
平成24年4月20日(金)	平成24年4月25日(水)

- 〈ご注意〉
- ①振替納付日の前日までに、あらかじめご指定口座の預貯金残高をご確認ください。
 - ②振替納付日に引き落としが出来ませんと、法定納期限の翌日（平成23年分の所得税は平成24年3月16日（金）、平成23年分の消費税及び地方消費税は平成24年4月3日（火））から延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。



平成 24 年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成 24 年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇ 受 験 資 格

- ① 平成 24 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 25 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間

平成 24 年 5 月 14 日 (月) ～7 月 10 日 (火) (土・日曜日は除く。)

◇ 申込書受付期間

- ① インターネット
平成 24 年 6 月 26 日 (火) ～7 月 5 日 (木)
- ② 郵送又は持参
平成 24 年 7 月 2 日 (月) ～7 月 10 日 (火)

※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

◇ 試 験 日

- ① 第 1 次試験 9 月 9 日 (日)
- ② 第 2 次試験 10 月 18 日 (木) ～10 月 25 日 (木) のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に蒲田税務署・総務課 (TEL 03-3732-5151 内線 306) までお尋ねください。

◎電話相談センターのご案内

国税庁では、インターネットによるサービスのほか、国税に関する一般的な相談を、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けております。最寄りの税務署へ電話をおかけいただき、自動音声案内に従って、番号「1」を選択していただくと、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。



詳しくは

申告も納税も e-Tax で!

国税庁

検索

大田都税事務所の受付窓口が一部変わります

大田都税事務所では、4月1日より、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、個人事業税、自動車税の減免等受付窓口を2階総務課庶務係から1階徴収課徴収管理係に変更します。これに伴い、以上の税目の申告、納付、納税証明等が1階徴収課徴収管理係で全て行えるようになります。皆様のご理解とご協力を願います。

平成23年度	
5階	
4階	固定資産税課 固定資産税係(評価証明等受付窓口) 不動産取得税係
3階	固定資産評価課 資産評価係・家屋評価係(家屋の評価) 土地係(土地の評価) 償却資産係
2階	徴収課 徴収係 総務課 庶務係 (法人・個人・自動車税等受付窓口) 計画経理係(証紙還付受付窓口)
1階	徴収課 銀行派出所 徴収管理係(納税証明等受付窓口) 納税第一係・第二係

平成24年度	
5階	変更なし
4階	固定資産税課 固定資産税係(評価証明等受付窓口) 不動産取得税係 変更なし
3階	固定資産税評価課 資産評価係(家屋の評価) 土地係(土地の評価) 償却資産係 変更なし
2階	徴収課 徴収係 総務課 庶務係 計画経理係(証紙還付受付窓口)
1階	徴収課 銀行派出所 徴収管理係(法人・個人・自動車税・納税証明等受付窓口) 納税第一係・第二係

— 都税についてのお知らせ —

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

税目 手続	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税(23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)	
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告	○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○法人事業税減免申請※ ○法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出 ○申告書の提出期限の延長の承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	—	
電子納税	○本税の納付 ○加算金の納付	○延滞金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	—

※中小企業者向け省エネ促進税制の減免手続も行うことができます。

〈利用手続についてのお問い合わせ〉

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459 (IP電話・PHSをご利用の場合: 03-5765-7234)

月～金 午前8時30分～午後9時 (土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く)

〈申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ〉

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理係

エルタックス

検索



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

平成
24年度

税制改正大綱

自動車重量税の軽減、エコカー減税の延長など盛り込まれる!!

政府は昨年十二月十日、平成二十四年度税制改正大綱を閣議決定しました。

大綱では、自動車重量税の軽減、エコカー減税の延長などが盛り込まれているほか、平成二十三年度税制改正で積み残しとなった給与所得控除の上限設定や地球温暖化対策のための税の創設なども含まれています。主な内容をお知らせします。

なお、大綱に先立ち、昨年十一月三十日、東日本大震災の復興財源を賄う復興財源法が国会で可決・成立しました。

税関連部分についてあわせてお知らせします。



法人課税

■中小企業税制

- ・中小企業投資促進税制の対象資産に試験機器等が追加され、適用期限を二年延長
- ・交際費の損金算入特例措置の適用期限を二年延長
- ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例措置の適用期限を二年延長

※平成二十四年四月二日から平成二六年三月三十一日までの時限措置

■研究開発税制

- ・試験研究費の上乗せ特例措置の適用期限を二年延長
- ※平成二十四年四月二日から平成二六年三月三十一日までの時限措置

■環境関連投資促進税制

- ・平成二三年度税制改正で創設された環境関連投資促進税制が拡充さ

個人所得課税

■給与所得控除

- ・給与収入一五〇〇万円超は一律二四

五万円とする上限を設定

※平成二五年分以後の所得税及び平成二六年度分以後の個人住民税に適用

■特定支出控除

- ・範囲を拡大し、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交通費）を追加。その他、適用判定基準を見直し

※平成二五年分以後の所得税及び平

成二六年度分以後の個人住民税に適用

■退職所得課税

勤続年数五年以下の法人役員等の退職金の二分の課税を廃止
 ※平成二五年度分以後の所得税に適用。個人住民税は平成二五年一月一日以後に支払われるべき退職手当等に適用

資産課税

■住宅取得等資金の贈与税

親族からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長

	平成24年	平成25年	平成26年
特別枠 (省エネ・耐震住宅)	1,500万円	1,200万円	1,000万円
一般枠	1,000万円	700万円	500万円

※平成二四年一月一日以後に贈与により取得する住宅取得等資金の贈与税に適用

■相続税の連帯責任

一定条件を満たせば相続税の連帯納付義務を緩和

※平成二四年四月二日以後に申告期限等が到来するものに適用。ただし、同日において滞納となつている相続税についても同様扱い

■国外財産調書

五〇〇〇万円超の国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設

※平成二六年一月一日以後に提出すべき国外財産調書に適用

環境関連税制

■自動車重量税

自家用自動車の場合、燃費基準達成率は〇・五トンあたり二五〇〇円、未達成率は同九〇〇円を減税
 ※平成二四年五月一日以降適用

■自動車取得税

いわゆる「エコカー減税」について燃費基準を切り替えたうえ三年延長
 ※平成二四年四月二日から平成二七年三月三十一日までの間に取得した場合の時限措置

■地球温暖化対策のための税

全化石燃料を課税ベースとする石油炭税に、CO₂排出量に応じ上乘せする形で創設

※平成二四年一〇月二日施行。平成二八年三月三十一日までの間、税率の経過措置あり

固定資産税

■住宅用地の課税標準の特例措置

段階的に縮小し平成二六年度に廃止



復興財源

復興特別法人税

■実効税率5%引き下げと法人税額一割上乘せをセット

※平成二四年四月から三年間(増収見込額年八〇〇〇億円)

(※実効税率は法人税・法人住民税・法人事業税を合わせたもの。東京都の場合、現在四〇・六九%。平成二四～二六年度は三八・〇一%、二七年度以降は三五・六四%になる)

復興特別所得税

■所得税額に二・二%分を上乗せ

※平成二五年一月から二五年度(増収見込額年三〇〇〇億円)

個人住民税

■「均等割」分を年四〇〇〇円(標準税額の場合)から五〇〇〇円(二〇〇〇円引き上げ)

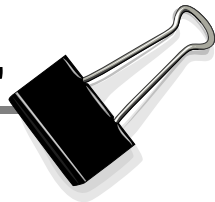
※平成二六年六月から二〇年間(増収見込額一〇年で六〇〇〇億円)

■退職金にかかる一〇%税額控除措置を廃止

※平成二五年一月から二〇年間(増収見込額一〇年で七〇〇億円)



☆記事内容についての問い合わせは…
 四方(よも)税理士事務所
 電話 〇三―五八―二一三〇五〇



青年部会・女性部会合同新春研修会並びに賀詞交歓会

ニューイヤーズコンサート開催！
ヴァイオリン、ピアノ、チェロ、3人の音楽家の競演を堪能！



New Year Concert 2012

二月十日(金)大田区産業プラザにおいて青年部会女性部会合同新春研修会並びに賀詞交歓会が開催されました。

去年は、東日本大震災や原発事故など日常生活を脅かす災害が発生しました。そのような不安を一掃したいとの願いを込めまして、第一部では室内楽のコンサートを企画致しました。

コンサートが始まりました。ご参加の方々にはお忙しい中、有難うございました。美しくも力強い旋律は、新たな年への希望を感じる心の栄養となつたでしょうか？

今回は被災地支援コンサートという要素も盛り込むことになり、哀悼の曲の演奏や、募金箱も設置させて頂きました。

昨年青年部会のイブニングセミナーで講師をお願いしたヴァイオリンの加藤さんに今回、メンバァのアレンジとプログラム構成をお願いしました。お越し頂いたトリオの方は、海外で研鑽を積まれ、数多くの賞を取られた実力派のメンバァです。加藤さんが言われた、「弾くのならば本方と演奏したい」と言う本

当の意味が、演奏を聴かせて頂いて、わかったような気がします。実力のある方が奏でる音は、それが個性的であってもそれぞれの個性を邪魔せずに調和し高めあつていくのかと感じました。ピアノの島田さん、ヴァイオリンの加藤さんの弾く力強い音をチェロの渡部さんの奏でる大人の優しい音色が全体を包んでいるメロディー、サウンドもビジュアルもマイナンドも、とても素敵の方々でした。

第二部は、女性部会村岡部会長、本部より渡邊会長の挨拶、梶副会長の乾杯のご発声により始まりました。女性部会の企画、「税金クイズ」で楽しい時間を過ごさせて頂きました。最後にはバレンタインデーに近いこともあり？チョコレイトのお土産を頂いて散会となりました。

また法人会の行事で会員の皆様とこの様な楽しい時間を共有出来たら嬉しいと思っています。

〈青年部会 幹事

遠藤俊一 記〉

縁の下の力持ちが正しく評価される社会に

昨年の東日本大震災とタイの洪水は、いくつもの教訓を残した。経営の世界で、とりわけ気になったのは、サプライチェーンの脆さだった。技術的には重要視されない部品でも、供給が止まれば、製品そのものが生産できなくなってしまうのだ。

無駄を排除して経済合理性を追求することは、決して悪いことではない。しかし、何事も行き過ぎれば弊害が出てくることを、肝に銘じておかなければいけないと思う。

これは人間社会も同じだ。厳しい経営環境の中で、企業は人材に優劣をつけてきた。成果主義の名のもと、アウトプットの多寡で人を評価する企業が増えてきているのではないだろうか。



経営ジャーナリスト

疋田 文明

しかし、表に出てくる成果が評価の対象となると、縁の下の力持ち的な仕事をする人は報われなくなってくる。となると、当然やる気も失せてくるに違いない。

どんな企業でも、それぞれの仕事で独立しているわけではない。すべての仕事は相互依存の関係にあり、サプライチェーン同様にまさに連鎖しているのである。どの仕事も欠けても、企業経営は成り立たなくなるのだ。

平凡の非凡

阪急・東宝グループの創業者小林一三は、平凡な仕事にベストを尽くす人間を高く評価すること、人材育成に成功した経営者だ。以下の小林の言葉に、現代に生きるビジネスマンの皆さんは、耳を傾けていただきたい。

「これからの世の中で、有用の材ならんとする青年は平凡でなくてはならぬ。偉がつてはもう駄目である。一芸一能のある者ない者にかかわらず、平凡なことを忠実にできない人ではない。学窓を出たばかりの、した

がって理想の高い青年は、平凡ということを知ってこれを軽んじるが、平凡の非凡ということを知る者が少ない。平凡の非凡とは、平凡なことを忠実に真面目に実行すること以外にない。例えば、朝早く起きて、毎日三十分前に会社に出る。そうすれば必ず成功する。私はそう考えております」

こんな考えを持つ小林一三は、新入社員が入ってくると、まず平凡な仕事を課して、その仕事にベストを尽くす人間を高く評価し、次の仕事を与えて育てたという。

ところが、いま多くの企業に、平凡な仕事にも愚痴をこぼさず、真面目に取り組む人間を評価する風土がないように思えてならないのだ。

縁の下の力持ちを高く評価した尊徳翁

結果、縁の下の力持ち的な仕事の担い手がいなくなり、企業内のチェーンがところどころで切れたような状態になっているのではないだろうか。

評価のありようが、その組織の活力に大きな影響を与えるこ

とを、証明して見せたのが、二宮尊徳翁だ。尊徳翁は、荒廃した地域の再生で実績を残した人だが、その仕法（経営方法）の真髄は、人の評価の仕方にあつたと伝えられている。内村鑑三は、『代表的日本人』で、尊徳翁を次のように評している。

「（開墾をする）労働者の中に、老いて一人前の仕事がほとんどできない男がいた。終始、切り株を取りはぶく仕事に従事していたのだが、この仕事は骨が折れ、見栄えもしないので、根っこ掘りと揶揄して呼ばれていた。男は、自分が一人前でないことを自覚していたので、この役に甘んじ、他人が休んでいるあいだも働いていた。賃金を払うときに、二宮はこの男を高く評価して、通常の賃金にプラスして十五両（約十年分の賃金に相当）を与えたのだ」

本人ばかりか、周囲もびっくりしたが、これが契機となって、根っこ掘り志願者が増えたという。最初の一番厳しい仕事の根っこ掘りが順調なら、あとの開墾が容易になることはいままでもないだろう。尊徳翁は、復興依頼を受けると、まずそこにいる人間の評価の見直しから手をつけたという。

縁の下の力持ちが正しく評価される社会であってほしいものだ。



宮下 裕行

(みやしたひろゆき)

【著者略歴】愛知県名古屋市出身。中央大学法学部卒業後、東京国税局調査部、国税広報室広報係長、資料調査課主査、同国際調査専門官、同総括主査、保土ヶ谷税務署副署長、特別国税調査官等を経て、現在、税理士。東京地方税理士会税法研究所研究員(法人税担当)
【主要著作】「新時代の法人税調査の着眼点」、「最新法人税調査の傾向と対策」、「その時どうする実務家のための法人税(いずれも(財)大蔵財務協会)」「国税速報」、「週刊税のしるべ(いずれも(財)大蔵財務協会)」、「月刊税理」、「旬刊速報税理(いずれもぎょうせい)」等に執筆



日本では、よく「〇〇年度」という言い方がされます。「会計年度」はその代表的なものの一つといえるでしょうか。日本の公共機関の会計年度を例にとりますと、四月をその年度の最初の月とし、翌年の三月を終了

の月としています。

年度の区

年度とは、暦年とは異なる特定の目的のために定められた一年間の単位のこと、といわれています。日本の場合、学校年度も公共機関の会計年度と同じように、四月を開始月とし、翌年の三月を最終月とする期間となっています。

しかし年度が、その目的のために定められた個別の期間であることを考えますと、その期間はそれぞれの目的に応じて定められるわけですから、個々の年度は当然その期間が異なったものになるはずで

実際、生糸年度は六月から翌年の五月までの期間ですし、酒造年度は七月から翌年の六月までを、砂糖年度や大豆年度は十月から翌年の九月までをその期間としています。

ところで、こうした年度の呼び方には注意する必要があります。例えば、日本で公共機関等の平成二十三年度の会計年度といえ、平成二十三年四月一日から平成二十四年の三月三十一日までの期間がこれに当たります。

ですがこの会計年度のように、

期間の開始月の四月のその年をもって、その年度とするものばかりではありません。米穀年度を例にとりますと、平成二十三年度といえ、平成二十二年十一月一日から平成二十三年十月三十一日までの期間のことを言います。

米穀年度では、その最終月の十月のその年、これをもってその年度としています。これも年度というものが、その目的に応じたものであることの証左といえるでしょうか。

会計年度

会計年度は、会計用の年度のことで、公共機関や民間企業の収入や支出を整理分類し、その状況を明らかにするために設けられた一定の期間とされています。日本の公共機関における会計年度は、先にも記しましたが四月から翌年の三月までがその期間となります。

この会計年度については、収入や支出をどの会計年度に所属させるかという点につき、二つの基準があります。

一つは発生主義と呼ばれるもので、収入や支出をその発生事実に基づいて経理処理する方法です。もう一つは現金主義と呼

ばれるもので、実際に現金の授受が行われた時期に収入や支出を計上していく方法です。

日本の官庁会計は現金主義の影響が強いといわれています。そのためか予算の執行面に力が入りすぎているのでは、という批判を耳にします。現実には、会計年度の終わりには「どうして今こんな工事をするの?」というものも見受けられます。

時は四月です。公共機関の会計では正に新年度の開始時期です。前年度の状況をよく確認検討して、単に収入を使い切るというのではなく、今年度の支出として適切な形態をとってほしいものです。

皆様の法人の会計年度である会計期間も、この四月から新年度に入られたところも多いのではないのでしょうか。法人では、そうした会計期間を法人の事業年度とし、通常、これを決算期と呼んでいます。

皆様の法人では平成二十四事業年度の決算期に、どのような予測をお立てになられ、始動されたでしょうか...

新しい何か盛り込まれ、新しい方針が示され、それにそって新たな歩みを始められた、と私は思っています。

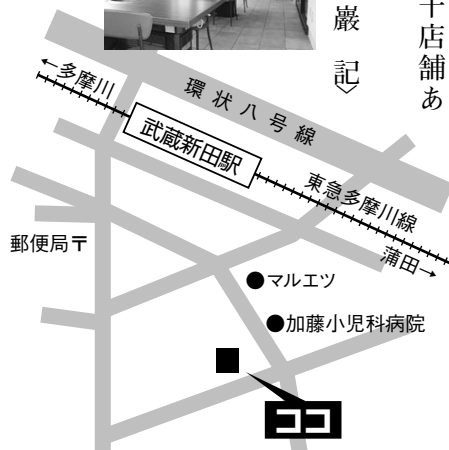
私のすすめる店

和味焼肉 うしすけ本店

- 場所：大田区矢口1-20-8
- 電話：03-3756-0039
- 営業時間：11:00~14:00 (L.O.13:30) 17:00~23:00 (L.O.22:30)
- 定休日：年中無休



〈松島 巖 記〉



もちろん、ワンちゃんがいなくても大丈夫ですので、一度行ってみては、いかがですか？
他に蒲田店・銀座店・お台場店などチェーン店十店舗あります。

しかも店内は、イタリアン!?と思わせるような明るい店内。もちろん、焼肉に関するも抜群です。週末に行くときは必ず予約してから行きます。
その中でもおすすめは、うしすけセット(五二九円) 上焼肉の盛合せで、しかもボリユームバッチリ。
ご家族でもカップルでも行けるお店です。



ワンちゃん同伴で焼肉が食べられます!!
ワンちゃんを飼っている私にとっては、ぜひともおすすめしたいお店です。同伴で焼肉が食べられるのです。

読者のひろばへ俳句

花冷

西蒲田1支部 阪田昭風

房総の春を束ねし箱届く
池の面を山の風ゆく桜かな
花冷の先師の墓に詣でけり
落柿舎の前ひろびろと耕せり
風騒ぐ桜一花も放さざる

Desk Side

デスクサイド

一石二鳥の ボランティア活動

平成四年から、リサイクル活動を始めて二十年になります。
毎月一回資源の回収を行う他に、年に三回、環八通り蒲田警察署周辺の清掃を町会会員、役員皆さんのご参加により実施しています。
皆さんが家の中にいるよりも、顔見知りの人達と体操のつもりで集まり、朝八時から十時頃まで楽しく回収作業を行っています。

二月の収集量は、アルミ缶90kg、新聞紙約2、500kg、段ボール等で2トン車二台が満載になります。
これらの収益金の中から、町会会館の維持管理や震災地への義援金、神輿の修理費などに広く使っております。
大田区には約一、五〇〇の町会が在ると言われており、他町会もこの様なことは実施されている事かと存じます。
資源の有効活用、ゴミの削減等、リサイクル活動を通じて住みやすい町造り活動を行っています。

〈K・H〉

◆支部名	◆法人名	◆住所	◆業種
中央京浜	(医)社団松山会	蒲田4-22-8-1F	医療
中央京浜	夫婦橋ファーマ(株)	蒲田4-18-22	薬局
蒲田3丁目	(有)タクスホーム	蒲田3-17-16	不動産業
蒲田3丁目	(有)中島ネーム研究所	蒲田3-10-2	刺繍加工業
中央南1	総合警備保障(株)	蒲田4-29-5	警備業
中央南2	メンタルサポートマネジメント(株)	蒲田5-49-3-802	医療福祉サービス
中央南2	(株)三井住友銀行 蒲田法人営業部	蒲田5-41-8	銀行
蒲田本町	(株)磯部ガスセンター	蒲田本町1-2-5	製造業
東蒲1	京浜不動産(株)	東蒲田1-2-14-301	不動産業
東蒲1	増井 静男	東蒲田1-8-12	マンション経営
東蒲2	いすゞ商店	東蒲田2-3-15	鋼材・小売他
南蒲1	(株)MARCH	蒲田4-47-5	保険代理店
西蒲田1	(株)フェニックス	西蒲田7-1-9	飲食業
西口商店街	ランズビル管理(株)	西蒲田7-66-2	不動産管理
東六郷1丁目	新井組	鶴見区仲通2-69-4	鉄骨鷹一式
東六郷2丁目	(有)こぶ企画	大森西2-2-24	樹脂加工・ネームプレート製作
東六郷3丁目	高梨製作所	東六郷3-24-17	金属加工業
西六郷高畑	(株)大和興業	西六郷4-2-4	機械設置業
南六郷2丁目	(有)オイカワ商工	南六郷2-19-1	荷役機械・器具・製作販売
仲六郷3丁目	(有)ニュープラン	仲六郷3-28-5	精密機械加工
仲六郷3丁目	(株)大野工業	仲六郷3-18-3	内装工
西糀谷3	(有)穴戸電気	西糀谷3-4-16	電気工事
西糀谷3	(株)森山製作所	西糀谷3-3-5	鋳金加工業
下丸子2	(有)光伸舎	池上8-10-13	リネンサプライ
矢口3	矢口シート工業	矢口3-29-5	鉄骨加工業
萩中1・2丁目	(株)世永工務店	萩中2-10-2	建設業
萩中3丁目	皇鳳TECH(株)	萩中3-2-3	建設業
本羽田2丁目	(株)田崎製作所	本羽田2-16-3	鉄工
羽田1	(株)シイズンドアグリ	羽田2-26-10	肥料の製造販売
管外	(株)アイエス	新宿区四谷3-7-7F	演劇・コンサートの企画販売
管外	坂井会計事務所	中央区新光町19-8	公認会計士・税理士
管外	バルーンショップ タキシード・ペア	港区西麻布3-24-17	小売業
管外	Sherpa Baloon	国分寺市本多1-3-21-203	施工業
管外	DIESEL ANN	府中市武蔵台2-29-7-409	施工業

新入会員の皆さままで

平成23年11月、12月(支部順)

法人かまた

No.438
平成24年4月1日発行

発行人/渡邊 正禮
発行/公益社団法人 蒲田法人会
〒144-0052 大田区蒲田5丁目40番1号
電話 3734-7300 FAX 3734-7399

稼働法人数 8,840社
加入法人数 3,765社
加入率 42.6%
[平成24年2月末現在]



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

東京支社 品川第一営業所/東京都品川区大崎1-6-1
(TOC大崎ビル1号棟10F) TEL 03-3490-3161



AIU 保険会社
エイアイユー インシュアランスカンパニー

首都圏第一営業本部/東京都港区新橋5-11-3
(新橋住友ビル6F) TEL 03-5473-3601

“北京卵めん”

業務用中華麺・手作り風中華万頭・
餃子・春捲・シュマイ・ワンタン
の皮及び春捲 製造販売,卸.

株式会社 **菅野製麺所**

代表取締役 菅野善男

本 社 東京都大田区西蒲田6丁目29-2

〒144-0051 T E L 03-3735-1561(代)

F A X 03-3730-0599

埼玉支社 埼玉県吉川市八子新田972

瑞穂工場 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-1-34

法人会

消費税期限内納付

推進運動

お 願 い

会社名、代表者・住所・電話番号等の変
更がございましたら蒲田法人会事務局ま
でご連絡をお願い致します。

電話 3734-7300

郵便局の簡易保険ご利用の経営者の皆様へ

お手持ちの簡易保険の証券をご確認ください

郵便局の簡易保険を法人会の団体扱いにすれば保険料が割引になります。

保険料のお支払いは口座引き落としのため手間がかかりません。

法人会員ならではの団体割引のメリットをご案内いたします。

ぜひ、皆様のご利用をお待ちしております。

対象となる契約

1. 蒲田法人会会員であること
2. 保険契約者名が代表取締役または取締役であること
※監査役は含まれません、履歴事項全部証明書の提出が必要です
3. 保険契約が平成19年9月30日以前になされたもの

ご利用頂ければ
保険料が、4.3~5%
割引になります。

よろしくね!



お申込み、お問い合わせは (社)蒲田法人会事務局までご連絡ください。

TEL. 3734-7300

【担当】 久留宮・田久保

会社と社員の 明日の安心 一歩先へ



退職金制度の確立で

従業員の確保・定着化と勤労意欲の向上に寄与します。

制度の 特色

- 東京都所在の事業所であれば、その従業員を加入させることができます。
- 毎月の掛金支払で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- 毎月の掛金は、全額が損金または必要経費に算入できます。
- 掛金は、従業員1人につき1口1,000円で最高30口まで任意に設定できます。

加入者の声

① (杉並区 A様)

私の会社が制度に加入して12年になります。社員も7名おります。不景気の影響で経営は厳しいですが、毎月少しずつ積み立てることができる退職金制度のお陰で、従業員にも安心して仕事してもらっています。大切な従業員のためにも、これからも継続していきたいと思っています。

② (大田区 B様)

社長に言われて特退共を導入して23年になります。総務担当者として、日々資金繰りや人事管理に苦労していますが、従業員の労働環境を守っていくことの大切さを痛感しています。でも、特退共に参加していることで、その一端は実現できていると思います。

③ (多摩市 C様)

私どもの会社では、今年、定年退職を迎える社員が3人おります。一度に多額の退職金を支払うのは難しい面がありますが、特退共に参加していたお陰で、資金繰りの心配もなく退職金を支払うことができます。長く支えてくれた社員への感謝の気持ちがこの退職金です。

《資料請求・お問合せは》

TTK 財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL.03-3357-1641 FAX.03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaijyoo.or.jp>